

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

※右は市町村記入欄

岩手県 軽米町長殿		特別徴収義務者	所在地											特別徴収義務者番号					
年 月 日提出			氏名(名称)											連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	氏名(電話番号)				
			個人番号又は法人番号																
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額										
宛名番号	氏名			円	6月から月まで	円	月から5月まで	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡退職 5. その他	1. 特別徴収の継続 2. 一括徴収(月)	3. 普通徴収(理由)	円	円					
個人番号															円				
1月1日現在住所															円				
給与の支払を受けなくなった後の住所															円				
新しい勤務先の名称及び所在地並びに電話番号															円				

◎ 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入して下さい。

一括徴収の理由	徴収予定			※市町村記入欄
1. 異動が 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定日	徴収予定額	合計(上記①と②)	
	月 日	円	円	
2. 異動が 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	月 日	円	円	
	月 日	円	円	
異動者印	月 日	円	円	

- 記入のしかた
- この届出書は給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書と特別徴収にかかる給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。
・給与支払報告書にかかる異動届出書は4月1日現在において退職、転勤等、異動があったものを4月10日までに提出してください。
・特別徴収にかかる異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
 - ①「特別徴収」とは事業主が、給与から天引きして納入する方法。
②「一括徴収」とは特別徴収している者について退職等の際に翌年5月分までの未徴収税額を事業主がまとめて一度に徴収し納入する方法。
③「普通徴収」とは①と②に該当しない方法で個人が直接納付書で納付する方法をいいます。
 - 翌年1月1日以降退職する者に未徴収税額がある場合は一括徴収することが義務づけられています。
 - マイナンバー(個人番号及び法人番号)の記載は、平成29年1月1日以後に給与の支払を受けなくなった者の届出分より義務づけられています。